

26 高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について (平成7年4月25日 7原第53号)

標記の件については、平成6年11月19日付け6原第148号をもって示しているとおりでありますが、今般、貴職より、高レベル放射性廃棄物について、青森県を最終処分地にしないことの確認をしたいとのご要請がありました。

科学技術庁としては、処分予定地の選定に当たって、上記文書に則って行うこととしており、知事の上承なくして青森県を最終処分地にできないし、しないことを確約します。

青森県知事 木 村 守 男 殿

科学技術庁長官 田 中 眞紀子